

糸島市補助金設計書

所管課 文化課

補助金名称	市文化振興事業補助金
区分	②奨励・支援的事業補助
該当例規等	糸島市社会教育関係団体補助金交付規程 (令和元年度に市文化振興事業補助金交付規程を設置予定)

〔長期総合計画体系〕

基本目標 5 __みんなの力で進める協働のまちづくり

政策 5 __文化・芸術の創造

施策⑪__文化施設を整備し、文化・芸術活動を推進する

1 補助の目的

文化活動団体（個人を含む）に発表の場を提供し、発表会を市民に公開することにより糸島市の文化振興を図る。

2 成果指標

成果指標：市民に公開する発表会の入場者数
目標値：発表会入場者数 600人

3 補助対象事業・補助対象者

補助対象事業
市民に公開する発表会（「芸術の祭典」など）
補助対象者
糸島市文化協会

4 補助対象(外) 経費

補助対象経費
補助対象事業に係る経費のうち、次に掲げるもの
報償費、旅費、需用費（食糧費を除く）、委託料、使用料及び賃借料

5 補助率・補助限度額、積算根拠

補助対象経費の50%以内（1事業につき上限50万円）
※H30実績（芸術の祭典に係る経費）：975,122円

6 補助期間（期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う）

令和4年度まで

令和元年度までは経過措置として運営補助金を縮小して補助。令和元年度に事業検証を行うとともに、令和2年度より事業補助に切り替える。